

(別紙様式 2 - 1 (実施要項第 4 条関係))

< 案件名 >	
南相馬市個人情報保護条例の一部を改正する件 (素案)	
区 分	内 容
政策等の趣旨	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (以下「番号法」という。) 制定に伴い、特定個人情報 (個人番号をその内容に含む個人情報) の保護を図るため、南相馬市個人情報保護条例を改正するもの。
〃 目的	市が保有する特定個人情報の本人関与制度等を明らかにするとともに、特定個人情報の保護措置を規定するもの。
〃 立案の経緯	番号法制定に伴い、条例を改正するもの。
立案する際に整理した考え方及び論点	番号法第 3 1 条に基づき、特定個人情報及び情報提供等記録の保護措置を条例に規定するもの。
理解するための資料	
ア 根拠法令	番号法
イ 上位計画等の概要	
ウ 施策等の実施により予想される影響の程度及び範囲	
エ その他、必要な資料	
立案の際に意見を聴取した審議会等及び主な構成員	南相馬市個人情報保護審査会
意見提出の注意事項	
取扱い等結果の公表予定時期	平成 2 7 年 7 月中旬

情報連携と条例の制定について

1. 情報の連携

- (1) 情報連携は庁外を想定（平成29年7月開始予定）
番号法において、異なる機関で保有している特定個人情報を、照会・提供することができる。
情報連携できる特定個人情報は、主務省令に定められている
- 市 国の機関、市 県の機関、市 他市町村
例 市民税の減免に関する事務 ... 生活保護に関する情報
生活保護の実施に関する事務 ... 市民税に関する情報
- (2) 庁内における情報連携には条例が必要
番号法第9条第2項の規定により、条例で定める事務は個人番号の利用が可能
番号法第19条第9号の規定により条例を定めれば、市長部局教育委員会の情報連携が可能

2. 庁内連携の種類

- (1) 条例案第4条第3項の規定
番号法において庁外との情報連携を想定しているものについて庁内連携が可能（上記1の(1)の場合）
- (2) 条例案第4条第2項の別表第2の規定
前記(1)以外の情報を規定
例 市民税の賦課及び減免 ... 介護保険に関する情報
- (3) 条例案第5条第1項の別表第3の規定
市長部局と教員委員会の情報連携が可能（上記1の(2)の場合）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（案）の構成

条項	内容
第 1 条（趣旨）	番号法に基づく必要事項の定め
第 2 条（定義）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個人情報 個人情報保護法等の規定に基づく個人情報 ○ 個人情報ファイル 個人情報の集合体 ○ 個人番号 番号法に定める個人番号 ○ 特定個人情報 個人番号をその内容に含む個人情報 ○ 特定個人情報ファイル 個人番号をその内容に含む個人時用法ファイル
第 3 条（市の責務）	特定個人情報の取扱い、個人番号を利用する施策の実施
第 4 条（個人番号の利用に係る事務）	別表第 2、別表第 3 に規定する特定個人情報を扱う事務
第 1 項	
第 4 条第 2 項 別表第 1	市長部局内で利用する特定個人情報（第 4 条第 3 項を除く）
第 4 条第 3 項 別表第 2	番号法別表第 2 に定める特定個人情報を市長部局内、教育委員会内で利用することを可能とする
第 4 条第 4 項	添付書類省略を可能とする
第 5 条（特定個人情報の提供）	市長部局から教育委員会に特定個人情報を提供することを可能とする
第 1 項 別表第 3	
第 6 条（規則への委任）	利用事務、特定個人情報の詳細を規則において定める

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（素案）

（趣旨）

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）個人情報 法第2条第3項に規定する個人情報をいう。
- （2）個人情報ファイル 法第2条第4項に規定する個人情報ファイルをいう。
- （3）個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- （4）特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- （5）特定個人情報ファイル 法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。

（市の責務）

第3条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、個人番号の提供に関し、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

（個人番号の利用に係る事務）

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1のとおりとし、同表の上欄に掲げる機関は、同表の下欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。

2 別表第2の上欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処

理するために必要な限度で、同表の下欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。

ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受ける場合は、この限りではない。

- 3 市長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受ける場合は、この限りではない。
- 4 前2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提供が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第9号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

- 2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提供が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(規則への委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施

行する。

別表第1（第4条第1項関係）

機 関	事 務
1 市長	市税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）による被災者台帳の作成に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
5 市長	老人福祉法（昭和38年法律第133号）による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
6 市長	障害福祉サービスの提供に関する事務であって規則で定めるもの
7 市長	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であって規則で定めるもの
8 市長	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
9 市長	知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
10 市長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「昭和60年法律第34号」という。）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
11 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
12 市長	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律

		第129号)による資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの
13	市長	公営住宅法による公営住宅(同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。)の管理に関する事務であって規則で定めるもの
14	市長	予防接種法(昭和23年法律第68号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
15	市長	母子保健法(昭和40年法律第141号)による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
16	市長	健康増進法(平成14年法律第103号)による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
17	教育委員会	保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2(第4条第2項関係)

機 関	事 務	特 定 個 人 情 報	
1	市長	市税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	市税条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「市税関係情報」という。)、生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)、介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付等関係情報」という。)であって規則で定めるもの
2	市長	災害対策基本法による被災者に対する支援に関する事務であって規則で定めるもの	児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報(以下「児童手当関係情報」という。)、高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下、高齢者医療保険給

		精神福祉事務規則の 保健交事務規則の る保のるるも よる帳すつて に害手関あめ 律障祉にで	
8	市長	生活保護法の決又 よる保及び税金の徴事 定は徴に關あつて 収務則で定め	市税関係情報、障害者関係情報であつて規則で定めるもの
9	市長	生活保護法に立 よる保就労自給 給付金の事務 に關する規則 であつて定め	市税関係情報であつて規則で定めるもの
10	市長	知的障害者福祉 社法による一 害祉サ一者支 ス、障害者へ 援施設等の措 入は費用の置 又はに關あつて 収務則で定め	市税関係情報、年金給付関係情報であつて規則で定めるもの
11	市長	特別児童扶養給 手当等の法律 に關する障 に福祉手当若 くは特別障 者手当又は 和60年法律 第34号附則 第97条第1 項の福祉手 の支給に關 る事務	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者に対する手当の支給に関する情報で、年金給付関係情報であつて規則で定めるもの

		て規則で定めるもの	
1 2	市長	障害者の日常生活に支障をきたすため、平成17年第123号の給付地域事業に関する規定の日常生活実務規	市税関係情報であって規則で定めるもの
1 3	市長	母子及び父子女福償免のすつめ	市税関係情報、児童扶養手当法による児童扶養手当手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
1 4	市長	公営住宅法に宅すつめ	市税関係情報であって規則で定めるもの
1 5	市長	予防接種法の支のるる	生活保護関係情報であって規則で定めるもの

16 市長	母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の養育医療の給付若しくは養育に要する費用の支給又は費用の徴収に関するもので定めるもの	母子保健法第15条の妊娠の届出に関する情報であって規則で定めるもの
17 市長	健康増進法による健康増進事業の実施に関するもので定めるもの	医療保険給付関係情報、市税関係情報、生活保護関係情報であって規則で定めるもの

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事 務	情報提供機関	特 定 個 人 情 報
1 教育委員会	保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	市長	市税関係情報、生活保護関係情報であって規則で定めるもの

南相馬市個人情報保護条例の一部改正について（概要）

1 改正の理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）制定に伴い、個人番号をその内容に含む個人情報（以下「特定個人情報」という。）の保護を図るため、また、現行の個人情報保護条例が行政機関の保有する個人情報保護に関する法律（以下「行政機関個人情報保護法」という。）の規定と乖離があることから条例の内容を整理するため、南相馬市個人情報保護条例を改正するものである。

《改正理由》

- 番号法制定により「特定個人情報」の保護措置を規定するため。
- 行政機関個人情報保護法との整合性を図るため。

2 改正の背景

番号法が平成25年5月31日に公布され、平成28年1月から個人番号の利用が開始される。

番号制度導入に伴い、きめ細やかな社会保障給付や行政事務及び手続の簡素化・負担軽減が実現でき、これら業務の実施過程において、多くの特定個人情報が利活用される。

一方、個人番号が不正に取り扱われると個人番号をキーに集約された特定個人情報が不正に閲覧・漏えいされたりするなど様々な問題が懸念され、特定個人情報を取り扱う者にはこれまで以上に厳格な情報管理が求められる。

※個人番号の利用範囲

○社会保障分野

- ・年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用
- ・医療保険等の保険徴収等の医療保険者における手続、福祉分野の給付、生活保護の実施等の事務に利用

○税分野

- ・国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書等に記載。税務当局の内部事務等に利用

○災害対策分野

- ・被災者台帳の作成に関する事務に利用

3 改正の概要

(1) 番号法を受けた条例改正の視点

- ・番号法において、特定個人情報については、現行の個人情報保護法制よりも手厚い保護を講じている。

個人番号の利用範囲を法定の一定範囲に限定（番号法第9条）
 特定個人情報の収集・保管・提供も法定の場合を除き禁止（番号法第19条・20条）

- ・番号法で規定されたものは、地方公共団体に対しても適用されるが、一般法の読替規定（番号法第29条及び第30条）で規定しているものは、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法及び個人情報保護法（個人情報保護3法）の読替えとなることから、地方公共団体は本読替規定の趣旨に沿って条例改正を行う必要がある。
- ・番号法第31条において、番号法の趣旨を踏まえ、地方公共団体は特定個人情報の適正な取扱いの確保や特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を実施するため必要な措置を講じなければならないことを規定している。

① 番号法第29条・30条に係る改正内容

番号法第29条では情報提供等記録を除く特定個人情報について、番号法第30条では情報提供等記録について、個人情報保護3法の適用除外及び読替規定を定めていることから、条例においても同様の内容を規定するもの。

項目	改正内容	
	番号法第29条関係 特定個人情報（情報提供等記録を除く。）	番号法第30条関係 情報提供等記録
目的外利用に関する規定	次の場合にのみ、目的外利用を認める。 ・人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難である場合 ・激甚災害時等一定の要件を満たすとき。	目的外利用を禁止する。
提供の制限に関する規定	番号法第19条の各号に該当する場合に提供できる。	
開示・訂正・利用停止に関する規定	本人、法定代理人、任意代理人による開示請求、訂正請求、利用停止請求を認める。	本人、法定代理人、任意代理人による開示請求、訂正請求を認める。
開示手数料	開示手数料の減額・免除を認める。	

利用停止の請求の条件に関する規定	次の場合に利用停止請求を認める。 ① 目的外利用制限に対する違反 ② 収集制限・保管制限に対する違反 ③ ファイル作成制限に対する違反 ④ 提供制限に対する違反	利用停止請求を認めない。
他の法令等による開示の実施との調整	他の法令等の規定により開示することができる場合であっても、条例による開示の実施を認める。	
訂正の通知	—	訂正した場合に、総務大臣及び情報提供者又は情報照会者に対し通知

② その他の改正

個人番号、特定個人情報、情報提供等記録、保有特定個人情報の取扱いについて条例に定めるため、これら用語を規定するもの。番号法第27条で定める特定個人情報保護評価の第三者点検を個人情報保護審査会の事務に加えるため改正するもの。

項目	改正内容
定義の追加	「個人番号」「特定個人情報」「情報提供等記録」等の定義を追加
個人情報保護審査会の所掌事務の追加	特定個人情報保護評価の第三者点検に関することを追加

《番号法を受けた主な条例改正の視点》

○番号法第31条の趣旨を踏まえた改正

- ・ 特定個人情報の保護措置を図るため（番号法第29条関係）
- ・ 情報提供等記録の保護措置を図るため（番号法第30条関係）

※これまでの個人情報保護措置に加えて、特定個人情報と情報提供等記録の保護措置を規定するもの。

○その他の改正

- ・ 用語の定義の改正
- ・ 個人情報保護審査会の所掌事務に特定個人情報保護評価の第三者点検に関することを追加するための改正

(2) 行政機関個人情報保護法との整合性を図るための条例改正

番号法において特定個人情報の保護措置を規定しているが、その規定は個人情報保護3法の考え方をベースにしたものである。

番号法において情報提供等記録を訂正した場合及び特定個人情報の利用停止請求が規定されたことから、現行の訂正等請求を行政機関個人情報保護法の（訂正請求権及び利用停止請求権に係る内容）内容と同様にするため改正するもの。

《法との整合性を図るための条例改正》
 条例に規定する訂正等請求 ⇒ 訂正請求
 利用停止請求 に区分けする。

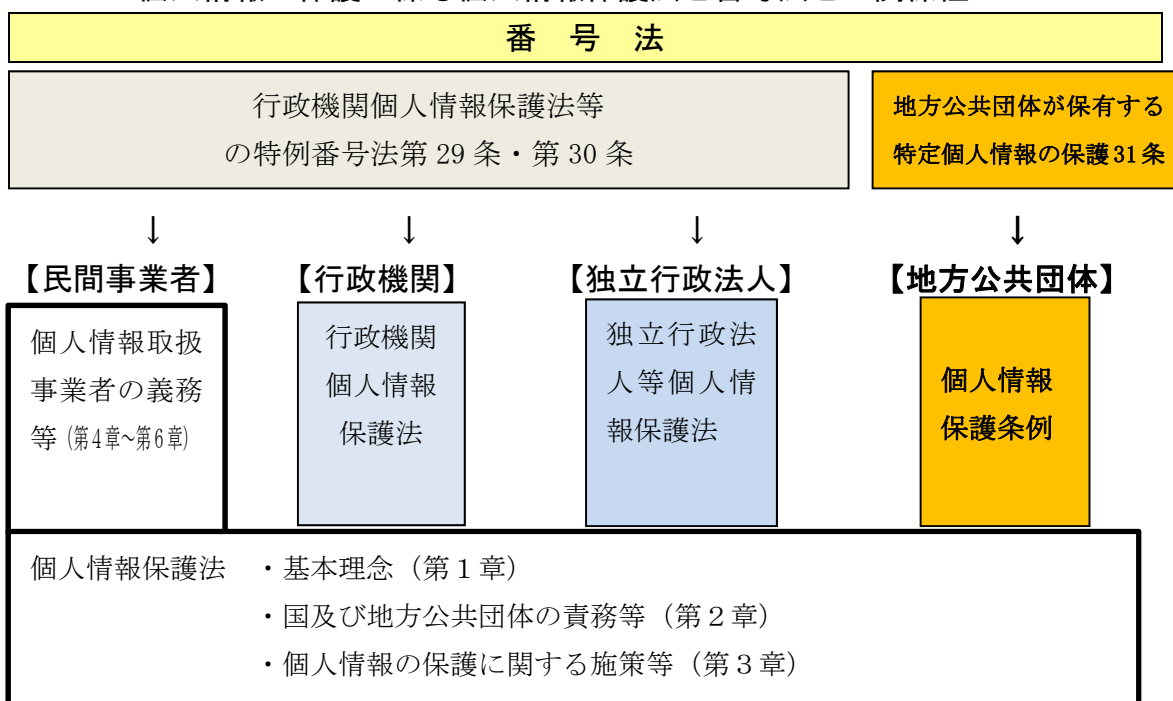
《訂正・利用停止に係る規定の整理》

南相馬市 (改正前)	行政機関個人情報 保護法	番号法	南相馬市 (改正後)
訂正、削除及び中止の請求	訂正請求権		訂正請求権
訂正等請求の手続	訂正請求の手続		訂正請求の手続
訂正等請求に対する決定及び通知	保有個人情報の訂正義務		訂正請求に対する決定及び通知
	訂正請求に対する措置	} ※1	
	訂正決定等の期限		
	訂正決定等の期限の特例		
	事案の移送		※2
	保有個人情報の提供先への通知		保有個人情報の提供先への通知
		情報提供等記録の提供先への通知	情報提供等記録の提供先への通知
	利用停止請求権		利用停止請求権
		特定個人情報の利用停止請求権	特定個人情報の利用停止請求権
	利用停止請求の手続		利用停止請求の手続
	保有個人情報の利用停止義務		保有個人情報の利用停止義務
	利用停止請求に対する措置	} ※3	※3 利用停止請求
	利用停止決定等の期限		に対する決定

- ※1 訂正請求に対する決定及び通知は、行政機関個人情報保護法で規定する「訂正請求に対する措置から訂正決定等の期限の特例まで」の規定を網羅した形で規定。
- ※2 事案の移送については、行政機関個人情報保護法では個人情報の開示について迅速かつ適切な処理を図るため、他の機関から提供された保有個人情報の訂正については当該他の機関へ訂正請求の移送を認めている。本市においては、他の機関から個人情報を収集するケースが無いことから事案の移送の規定は盛り込まないものとする。
- ※3 利用停止請求に対する決定は、行政機関個人情報保護法で規定する「利用停止請求に対する措置」及び「利用停止決定等の期限」を網羅した形で規定。

【参 考】

≪個人情報保護に係る個人情報保護法と番号法との関係性≫



- ※ ・ 個人情報保護法は、公的部門と民間部門の双方を対象としている。
- ・ 基本法に当たる部分が 1～3 章、民間部門の個人情報保護の一般法に当たる部分が 4～6 章である。
- ・ 個人情報保護法では、公的部門については個人情報取扱事業者から除外し、その保有する個人情報の保護について別途措置をとることを規定。

4 主な改正内容

(1) 定義の追加（第2条関係）

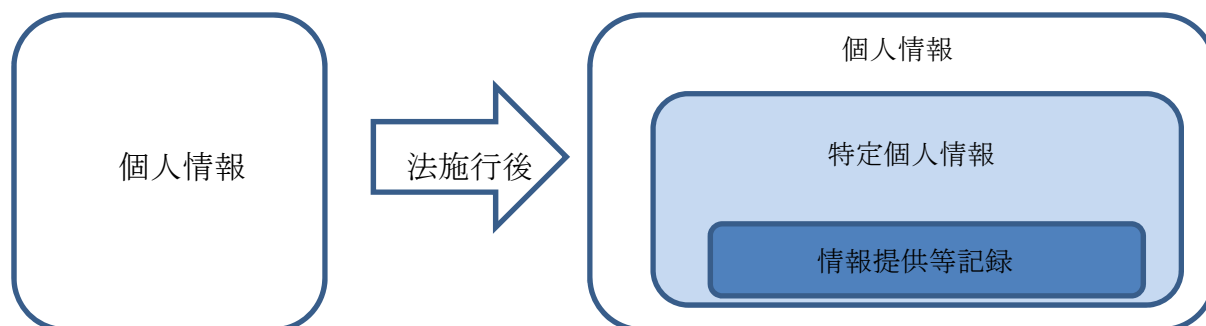
【趣旨】＜番号法制定に伴う改正＞

個人番号、特定個人情報、情報提供等記録、保有特定個人情報の取扱いについて条例に定めるため、これら用語を規定するもの。

※特定個人情報：個人番号又はこれと対応する符号をその内容に含む個人情報

※情報提供等記録：番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された個人情報（特定個人情報の情報連携を行った際の情報照会者・提供者の名称、提供の求め又は提供があったときの日時、照会・提供された特定個人情報の項目）

＜番号法導入後の個人情報、特定個人情報及び情報提供等記録＞



(2) 保有特定個人情報の利用の制限（第11条の2及び第11条の3関係）

【趣旨】＜番号法制定に伴う改正＞

・番号法第19条において情報提供等記録を除く特定個人情報の目的外利用を規定していることから、条例においても同様の内容を規定するもの。

※番号法では激甚災害時一定の要件を満たすときの規定は、金融機関等が保険金支払い事務に利用できる場合と限定していることから条例に規定しない。

・情報提供等記録については、番号法で目的外利用を禁止することから同様の内容を規定するもの。

項目	番号法第29条関係 特定個人情報（情報提供等記録を除く）	番号法第30条関係 情報提供等記録
目的外利用に関する規定	次の場合にのみ、目的外利用を認める。 ・人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難である場合	目的外利用を禁止する。

	・激甚災害時等一定の要件を満たすとき。	
条例上の規定	上記内容のうち、激甚災害時一定の要件を満たすときを除き条例第11条の2に規定	上記内容を条例第11条の3に規定

(3) 保有特定個人情報の提供の制限（第11条の4関係）

【趣旨】＜番号法制定に伴う改正＞

番号法第19条において特定個人情報を提供することができる場合を規定していることから同様の内容を規定するもの。

項目	番号法第29条関係 特定個人情報（情報提供等記録を除く）	番号法第30条関係 情報提供等記録
提供の制限に関する規定	番号法第19条の各号に該当する場合に提供できる。	
条例上の規定	上記内容のうち、条例第11条の4に規定	

※番号法においては「利用」と「提供」を分けて規定していることから、条例においても同様の規定とする。

(4) 開示、訂正、利用停止の請求に任意代理人を加える（第13条～第15条関係、第19条、第20条及び第27条関係）

【趣旨】＜番号法制定に伴う改正＞

番号法では、本人参加の権利に対するより一層の保障が重要であると考えられているため、これら権利を容易に実現できるよう本人又はその法定代理人に加えて本人の委任による代理人（任意代理人）による開示、訂正、利用停止（情報提供等記録を除く）の請求を認めていることから同様の内容を規定するもの。

項目	番号法第29条関係 特定個人情報（情報提供等記録を除く）	番号法第30条関係 情報提供等記録
開示・訂正・利用停止に関する規定	本人、法定代理人、任意代理人による開示請求、訂正請求、利用停止請求を認める。	本人、法定代理人、任意代理人による開示請求、訂正請求を認める。
条例上の規定	上記内容を条例第13条、第14条、第15条、第19条、第20条、第27条に規定	上記内容を条例第13条、第14条、第15条、第19条、第20条に規定

(5) 訂正請求（第19条～第22条関係）及び利用停止請求（第25条～第29条関係）

【趣旨】＜行政機関個人情報保護法との整合を図るための改正＞

現行条例の訂正等請求については、訂正、削除又は目的外利用若しくは外部提供の中止の請求手続を定めているが、番号法第29条及び第30条において、特定個人情報の訂正請求及び利用停止請求（情報提供等記録は除く。）を認めている。

このことから、個人情報に係る訂正請求及び利用停止請求を整理するもの。

(6) 情報提供等記録の訂正に伴う提供先への通知（第24条関係）

【趣旨】＜番号法制定に伴う改正＞

情報提供等記録は、どの機関の間で、どの特定個人情報の項目がやりとりされたかなどを記録したものであり、情報照会者、情報提供者、その仲介を行う情報ネットワークシステム設置者の3者で記録・保管されるものである。

情報提供等記録に訂正があった場合は、3者で共有しなければならないことから同様の内容を規定するもの。

項目	番号法第29条関係 特定個人情報（情報提供等記録を除く）	番号法第30条関係 情報提供等記録
訂正の通知	—	訂正した場合に、総務大臣及び情報提供者又は情報照会者に対し通知
条例上の規定	—	上記内容を条例第24条に規定

(7) 保有特定個人情報の利用停止請求（第26条関係）

【趣旨】＜番号法制定に伴う改正＞

番号法において、利用停止の請求の条件が規定されたことから同様の内容を規定するもの。

項目	番号法第29条関係 特定個人情報（情報提供等記録を除く）	番号法第30条関係 情報提供等記録
利用停止の請求の条件に関する規定	次の場合に利用停止請求を認める。 ① 目的外利用制限に対する違反 ② 収集制限・保管制限に対する違反 ③ ファイル作成制限に対する違反 提供制限に対する違反	—
条例上の規定	上記内容を条例第26条に規定	—

(8) 個人情報保護審査会の事務について（第33条関係）

【趣旨】＜番号法制定に伴う改正＞

番号法第27条において、特定個人情報ファイルを保有しようとするときに特定個人情報保護評価を実施することを定めている。地方公共団体においても、特定個人情報の保有に先立ち十分な保護措置が講じられているか確認するため特定個人情報保護評価（第三者点検）を義務付けている。この点検を審査会の所掌事務とするため改正するもの。

《特定個人情報保護評価について》

○評価の対象

番号法、番号法以外の国の法令又は番号法第9条第2項の規定に基づき地方公共団体が定める条例の規定に基づき特定個人情報ファイルを取り扱う事務

○しきい値判断

評価を実施するに際しては、①対象人数、②特定個人情報ファイルを取り扱う者の数、③特定個人情報に関する重大事故の発生の有無に基づき特定個人情報保護評価の種類（基礎項目評価・重点項目評価・全項目評価）を判断する。（これらを「しきい値判断」という。）

南相馬市の場合は、対象外又は基礎項目評価のみである。

○第三者点検

第三者点検は、全項目評価について（重点項目評価の場合は任意）行うこととなる。

点検の観点は、別紙資料4のとおりである。

(9) 他の法令等との調整（第34条関係）

【趣旨】＜番号法制定に伴う改正＞

番号法において、個人が簡単に特定個人情報や各種行政関連情報を閲覧することができるようウェブサイト「マイポータル」が新設されるため、他の法令によりITシステムを使用して開示が実施される場合であってもマイポータルによる開示の実施の方がより国民の利便性に資する場合が多いものと考えられる。このことから、他の法令により同一方法の開示が定められている場合についても番号法に基づく開示を認めていることから、法と同表の内容を規定するもの。

項目	番号法第29条関係 特定個人情報（情報提供等記録を除く）	番号法第30条関係 情報提供等記録
他の法令等に	他の法令等の規定により開示することができる場合であっても、条例に	

よる開示の実施との調整	よる開示の実施を認める。
条例上の規定	上記内容を条例第34条に規定

※マイポータルでは、自分の特定個人情報をいつ、誰が、なぜ情報提供したのかを確認する機能（情報提供等記録表示業務）、行政機関などが持っている特定個人情報について確認する機能（自己情報表示業務）、一人ひとりに合った行政機関などからのお知らせを表示する機能（お知らせ情報表示業務） を見ることができる。

（10）施行期日

- ・ 情報提供等記録に係る部分以外の改正 平成27年10月5日
- ・ 情報提供等記録に係る部分の改正 平成29年 1月1日

5 今後の予定

- 6月15日 パブリックコメント実施（6月15日から7月4日までの20日間）
- 9月 9月議会提案

南相馬市個人情報保護条例（新旧対照表）

改正後	改正前	改正理由
<p>(目的)</p> <p>第1条 【略】</p> <p>(定義)</p> <p>第2条</p> <p>(1)～(5)【略】</p> <p>(6) <u>個人番号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第5項に規定する個人番号をいう。</u></p> <p>(7) <u>特定個人情報 番号法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</u></p> <p>(8) <u>情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項の規定により記録された特定個人情報をいう。</u></p> <p>(9) <u>保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 【略】</p> <p>(定義)</p> <p>第2条</p> <p>(1)～(5) 【略】</p>	<p>【改正理由（第2条関係）】</p> <p>番号法に用いる「個人番号」「特定個人番号」「情報提供等記録」「保有特定個人情報」を新たに定義するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号とは、国民1人ひとりに付番される12桁の番号。 ・特定個人情報とは、個人番号を内容に含む個人情報。 ・情報提供等記録とは、どの機関の間で、どの特定個人情報の項目がやりとりされたかなどを記録したもの。

南相馬市個人情報保護条例（新旧対照表）

<p><u>定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、行政情報に記録されているものに限る。</u></p> <p>（実施機関等の責務）</p> <p>第3条 【略】</p> <p>（市民の責務）</p> <p>第4条 【略】</p> <p>（事業者の責務）</p> <p>第5条 【略】</p> <p>（収集の制限）</p> <p>第6条 【略】</p> <p>（個人情報ファイルの保有に関する事前届出）</p> <p>第7条 【略】</p> <p>第3章 個人情報の管理</p> <p>（適正管理）</p>	<p>（実施機関等の責務）</p> <p>第3条 【略】</p> <p>（市民の責務）</p> <p>第4条 【略】</p> <p>（事業者の責務）</p> <p>第5条 【略】</p> <p>（収集の制限）</p> <p>第6条 【略】</p> <p>（個人情報ファイルの保有に関する事前届出）</p> <p>第7条 【略】</p> <p>第3章 個人情報の管理</p> <p>（適正管理）</p>	
--	--	--

南相馬市個人情報保護条例（新旧対照表）

<p>第8条 【略】 （委託等に伴う措置）</p> <p>第9条 【略】 （受託者等の責務）</p> <p>第10条 【略】 （保有個人情報の目的外利用及び外部提供の制限）</p> <p>第11条 実施機関は、法令等に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を自ら利用し、又は当該実施機関以外の者に提供してはならない。</p> <p>2～3 【略】</p> <p>（保有特定個人情報の目的外利用の制限）</p> <p>第11条の2 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同</p>	<p>第8条 【略】 （委託等に伴う措置）</p> <p>第9条 【略】 （受託者等の責務）</p> <p>第10条 【略】 （目的外利用及び外部提供の制限）</p> <p>第11条 実施機関は、法令等に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は当該実施機関以外の者に提供してはならない。</p> <p>2～3 【略】</p>	<p>【改正理由（第11条関係）】 保有個人情報と特定個人情報との目的外利用及び外部提供を明確にするため改正するもの。</p>
---	---	---

南相馬市個人情報保護条例（新旧対照表）

<p><u>じ。）を自ら利用してはならない。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、災害時等において、人の生命、身体又は財産の保護のために必要である場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために特定個人情報を利用することができる。ただし、特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りではない。</u></p> <p><u>（情報提供等記録の目的外利用の制限）</u></p> <p><u>第11条の3 実施機関は、利用目的以外の目的のために情報提供等記録を自ら利用してはならない。</u></p>		<p>【改正理由（第11条の2関係）】</p> <p>番号法第19条において、情報提供等記録を除く特定個人情報の目的外利用を規定していることから番号法と同様の内容を規定するもの。</p>
--	--	---

南相馬市個人情報保護条例（新旧対照表）

<p><u>（保有特定個人情報の外部提供の制限）</u></p> <p><u>第11条の4 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。</u></p> <p>（オンライン結合の制限）</p> <p>第12条 【略】</p> <p>（開示の請求）</p> <p>第13条 【略】</p> <p>2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人<u>（保有特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）</u>は、本人に代わって開示請求をすることができる。</p>	<p>（オンライン結合の制限）</p> <p>第12条 【略】</p> <p>（開示の請求）</p> <p>第13条 【略】</p> <p>2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって開示請求をすることができる。</p>	<p>【改正理由（第11条の3関係）】</p> <p>番号法において情報提供等記録については目的外の利用を禁止されていることから条例において同様の内容を規定するもの。</p> <p>【改正理由（第11条の4関係）】</p> <p>番号法第19条において特定個人情報を提供することができる場合を規定していることから条例においても同様の内容を規定するもの。</p> <p>【改正理由（第13条第2項、第14条、第15条）】</p> <p>番号法において、保有特定個人情報の開示請求者について、本人、法定代理人に加えて任意代理人を認めていることから条例におい</p>
--	---	--

南相馬市個人情報保護条例（新旧対照表）

<p>（開示請求の手続）</p> <p>第14条 【略】</p> <p>2 開示請求をしようとする者は、実施機関に対して、自己が当該開示請求に係る保有個人情報の本人又はその法定代理人（保有特定個人情報にあっては、法定代理人又は本人の委任による代理人）であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。</p> <p>3 【略】</p> <p>（保有個人情報の開示義務）</p> <p>第15条 【略】</p> <p>（1） 【略】</p> <p>（2） 開示請求者（第13条第2項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人（保有特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による</p>	<p>（開示請求の手続）</p> <p>第14条 【略】</p> <p>2 開示請求をしようとする者は、実施機関に対して、自己が当該開示請求に係る保有個人情報の本人又はその法定代理人であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。</p> <p>3 【略】</p> <p>（保有個人情報の開示義務）</p> <p>第15条 【略】</p> <p>（1） 【略】</p> <p>（2） 開示請求者（第13条第2項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第4号並びに次条第2項におい</p>	<p>て同様の内容を規定する。</p> <p>【保有個人情報と保有特定個人情報の請求者区分の違いについての考え方】</p> <p>現行では、個人情報の開示及び訂正等請求の請求権は、本人又は法定代理人にのみ認められており、任意代理人には認めていない。これは、請求権者の拡大は、個人情報の保護の観点から問題があり、本人の権利利益の保護に欠けるおそれがあるためである。</p> <p>番号法において、特定個人情報の任意代理人による開示、訂正及び利用停止の請求を認めたのは、情報ネットワークシステムの導入に伴うマイポータルによる情報提供等記録や自己の特定個人情報の開示請求等が容易に行えるようになる半面、インターネットアクセス環境にない者にも容易に開示請求等ができるようにするため、また、社会保障、税の分野において、社会保険労務士や税理士</p>
--	--	---

南相馬市個人情報保護条例（新旧対照表）

<p>代理人)が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第4号並びに次条第2項において同じ。)の生命、身体又は財産を害するおそれがある情報</p> <p>(3)～(8) 【略】</p> <p>(部分開示)</p> <p>第16条 【略】</p> <p>(存否に関する情報)</p> <p>第16条の2 【略】</p> <p>(開示請求に対する決定等)</p> <p>第17条 【略】</p> <p>(開示の実施)</p> <p>第18条 【略】</p> <p>(訂正請求権)</p> <p>第19条 何人も、実施機関が保有する自</p>	<p>て同じ。)の生命、身体又は財産を害するおそれがある情報</p> <p>(3)～(8) 【略】</p> <p>(部分開示)</p> <p>第16条 【略】</p> <p>(存否に関する情報)</p> <p>第16条の2 【略】</p> <p>(開示請求に対する決定等)</p> <p>第17条 【略】</p> <p>(開示の実施)</p> <p>第18条 【略】</p> <p>(訂正、削除及び中止の請求)</p> <p>第19条 何人も、実施機関が保有する自己に</p>	<p>に申請等の行政手続を委任することができれば国民の利便性が図られるため、さらには、特定個人情報は、社会保障、税、災害対策の分野で用いられるため、情報が不正確な場合、本人に多大な不利益を及ぼすおそれが大きく、本人が正確性を確認する必要性が高いため任意代理を認めたものである。</p>
--	--	--

南相馬市個人情報保護条例（新旧対照表）

<p><u>己に関する保有個人情報に係る事実</u>に誤りがあると認めるときは、当該実施機関に対し、その訂正の請求をすることができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法律若しくはこれに基づく命令又は他の条例の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。</p> <p><u>2 第13条第2項の規定は、訂正請求に準用する。</u></p> <p><u>3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から起算して90日以内にしなければならない。</u></p>	<p>関する保有個人情報に係る事実に誤りがあると認めるときは、当該実施機関に対し、その訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。</p> <p>2 何人も、実施機関が第6条第1項及び第2項の規定による制限を超え、又は同条第3項の規定によらないで自己に関する個人情報を収集したと認めるときは、当該実施機関に対し、自己情報の削除を請求することができる。</p> <p>3 何人も、実施機関が第11条第1項及び第2項の規定によらないで自己に関する保有個人情報の目的外利用又は外部提供をしていると認めるときは、当該実施機関に対し、当該目的外利用又は外部提供の中止を請求することができる。</p> <p>4 第13条第2項の規定は、訂正、削除又は目的外利用若しくは外部提供の中止（以下</p>	<p>【改正理由（第19条から第24条関係）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法において、情報提供等記録の訂正を行った場合、情報提供先への通知が規定されたこと。 ・行政機関個人情報保護法との整合性を図るため、訂正等請求（訂正、削除又は目的外利用若しくは外部提供の中止）の規定を「訂正の請求」と「利用停止請求」に区分けするもの。
---	---	--

南相馬市個人情報保護条例（新旧対照表）

<p style="text-align: center;"><u>（訂正請求の手続）</u></p> <p><u>第20条 訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をしようとする者は、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した訂正請求書を提出しなければならない。</u></p> <p><u>（1） 訂正請求をしようとする者の氏名及び住所</u></p> <p><u>（2） 訂正請求をしようとする者の個人情報を特定するために必要な事項</u></p> <p><u>（3） 訂正を求める内容</u></p> <p><u>（4） 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項</u></p> <p><u>2 訂正請求をしようとする者は、実施機関に対し、当該訂正を求める内容が事実</u> <u>に合致することを証明する書類等を提</u></p>	<p>「訂正等」という。）の請求について準用する。</p> <p style="text-align: center;"><u>（訂正等請求の手続）</u></p> <p><u>第20条 訂正等の請求（以下「訂正等請求」という。）をしようとする者は、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した訂正等請求書を提出しなければならない。</u></p> <p>（1） 訂正等請求をしようとする者の氏名及び住所</p> <p>（2） 訂正等請求をしようとする者の個人情報を特定するために必要な事項</p> <p>（3） 訂正等を求める内容</p> <p>（4） 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項</p> <p>2 訂正請求をしようとする者は、実施機関に対し、当該訂正を求める内容が事実</p>	<p style="text-align: center;">【趣旨（第20条関係）】</p> <p>本条は、保有個人情報の訂正について具体的な請求手続を定めたもの。</p>
---	--	--

南相馬市個人情報保護条例（新旧対照表）

<p><u>出し、又は提示しなければならない。</u></p> <p><u>3 前2項の規定にかかわらず、実施機関の個人情報ファイル等に容易な方法で照合が可能な場合において、訂正請求の内容が事実と合致すると明らかに認められるときは、当該訂正請求は口頭により行うことができる。</u></p> <p><u>4 第14条第2項の規定は、訂正請求をしようとする者について準用する。</u></p> <p><u>（保有個人情報の訂正義務）</u></p> <p><u>第21条 実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。</u></p>	<p>は提示しなければならない。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、実施機関の個人情報ファイル等に容易な方法で照合が可能な場合において、訂正請求の内容が事実と合致すると明らかに認められるときは、当該訂正請求は口頭により行うことができる。</p> <p>4 第14条第2項の規定は、訂正等請求をしようとする者について準用する。</p>	<p>【趣旨（第21条関係）】</p> <p>本条は、実施機関は、訂正請求に理由があると認めるときは、利用目的の達成に必要な範囲で、当該保有個人情報の訂正をしなければならないということを定めたものである。</p>
--	---	--

南相馬市個人情報保護条例（新旧対照表）

<p><u>（訂正請求に対する決定及び通知）</u></p> <p><u>第22条 実施機関は、訂正請求があったときは、当該訂正請求のあった日から起算して30日（当該訂正請求が形式上の要件に適合しない場合において、当該訂正請求に対して補正を求めたときは、当該補正に要した期間を除く。）以内に、必要な調査を行い、当該訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするかどうかの決定（以下「訂正決定等」という。）をし、当該決定の内容を当該訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に速やかに書面により通知しなければならない。</u></p> <p><u>2 実施機関は、前項の規定により保有個人情報の訂正をする旨の決定をしたときは、速やかに当該訂正に係る保有個人情報の訂正をした上、その旨を当該訂正</u></p>	<p>（訂正等請求に対する決定及び通知）</p> <p>第21条 実施機関は、訂正等請求があったときは、当該訂正等請求のあった日から起算して30日（当該訂正等請求が形式上の要件に適合しない場合において、当該訂正等請求に対して補正を求めたときは、当該補正に要した期間を除く。）以内に、必要な調査を行い、当該訂正等請求に係る保有個人情報の訂正等をするかどうかの決定をし、当該決定の内容を当該訂正等請求をした者（以下「訂正等請求者」という。）に速やかに書面により通知しなければならない。</p> <p>2 実施機関は、前項の規定により保有個人情報の訂正等をする旨の決定をしたときは、速やかに当該訂正等に係る保有個人情報の訂正等をした上、その旨を当該訂正等請求者に書面により通知しなければなら</p>	<p>【趣旨（第22条関係）】</p> <p>本条は、保有個人情報の訂正請求に対し、訂正する旨又は訂正しない旨の決定及びその手続について定めたもの。</p>
---	--	--

南相馬市個人情報保護条例（新旧対照表）

<p><u>請求者に書面により通知しなければならない。</u></p> <p><u>3 第17条第2項の規定は、訂正決定等について準用する。</u></p> <p><u>（保有個人情報の提供先への通知）</u></p> <p><u>第23条 実施機関は、訂正をする旨の決定に基づき保有個人情報（情報提供等記録を除く。）の訂正をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</u></p> <p><u>（情報提供等記録の訂正の通知）</u></p> <p><u>第24条 実施機関は、訂正決定に基づき実施機関が保有する情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があ</u></p>	<p>ない。</p>	<p>【趣旨（第23条関係）】 本条は、保有個人情報を訂正したときに、当該保有個人情報の提供先に対し、訂正した旨・内容を通知することを新たに規定するもの。</p> <p>【趣旨（第24条関係）】 番号法第30条において、情報提供等記録の訂正決定に基づき、情報提供等記録の提供先への通知が規定されたことから、新たに規定</p>
---	------------	--

南相馬市個人情報保護条例（新旧対照表）

<p><u>ると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関の長以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</u></p> <p><u>（利用停止請求権）</u></p> <p><u>第25条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求（以下「利用停止請求」という。）することができる。</u></p>		<p>するもの。</p> <p>【改正理由（第25条、第27条～第29条関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政機関個人情報保護法に利用停止に関する規定が定められていること。 ・番号法において、特定個人情報の利用停止が規定されたこと。 <p>以上のことから新たに規定するもの。</p> <p>【趣旨（第25条関係）】</p> <p>本条は、実施機関における個人情報の適切な</p>
---	--	--

南相馬市個人情報保護条例（新旧対照表）

<p><u>ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して法律若しくはこれに基づく命令又は他の条例の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。</u></p> <p><u>(1) 第6条第1項から第3項までの規定に違反して収集されたとき、又は第11条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去</u></p> <p><u>(2) 第11条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止</u></p> <p><u>2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。</u></p>		<p>取扱いを確保する趣旨から、不適正な取扱いがあると認めるときに、利用停止を求めることを権利として保障するもの。</p>
---	--	---

南相馬市個人情報保護条例（新旧対照表）

<p><u>3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。</u></p> <p><u>（保有特定個人情報の利用停止請求権）</u></p> <p><u>第26条 何人も、自己を本人とする保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有特定個人情報の利用停止に関して法律若しくはこれに基づく命令又は他の条例の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。</u></p> <p><u>(1) 第6条第1項から第3項までの規定</u></p>		<p>【趣旨（第26条関係）】</p> <p>本条は、保有特定個人情報については、番号法に違反する行為について利用停止請求を認めるものとしていることから番号法と同様の内容を規定する。</p>
--	--	--

南相馬市個人情報保護条例（新旧対照表）

<p><u>に違反して収集されたとき、又は第 1 1 条第 1 項及び第 2 項の規定に違反して利用されているとき、番号法第 2 0 条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第 2 8 条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去</u></p> <p><u>(2) 番号法第 1 9 条の規定に違反して提供されているとき 当該保有特定個人情報の提供の停止</u></p> <p><u>2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求をすることができる。</u></p>		
--	--	--

南相馬市個人情報保護条例（新旧対照表）

<p><u>における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>（利用停止請求に対する決定）</u></p> <p><u>第29条 実施機関は、利用停止請求のあった日から起算して30日（当該利用停止請求が型式上の要件に適合しない場合において、当該利用停止請求に対して補正を求めるときは、当該補正に要した期間を除く。）以内に、必要な調査を行い、当該利用停止請求に係る保有個人情報</u></p>		<p>合において、利用訂正請求に理由があると認めるときは、保有個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止をしなければならないことを規定するもの。</p> <p>【趣旨（第29条関係）】</p> <p>本条は、保有個人情報の利用停止請求があった場合において、請求のあった保有個人情報について実施機関が行う利用停止をする旨の決定又は利用停止をしない旨の決定についての手続を定めたものである。</p>
---	--	---

南相馬市個人情報保護条例（新旧対照表）

<p><u>の利用停止をするかどうかの決定をし、当該決定の内容を当該利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に速やかに書面により通知しなければならない。</u></p> <p><u>2 実施機関は、前項の規定により保有個人情報の利用停止をする旨の決定をしたときは、速やかに当該利用停止に係る保有個人情報の利用停止をした上、その旨を当該利用停止請求者に書面により通知しなければならない。</u></p> <p>（費用負担）</p> <p><u>第30条</u> 開示及び訂正等に係る手数料は、無料とする。ただし、第18条第1項の規定により自己に関する保有個人情報の写しの交付を受ける者は、規則で定める</p>	<p>（費用負担）</p> <p>第22条 開示及び訂正等に係る手数料は、無料とする。ただし、第18条第1項の規定により自己に関する保有個人情報の写しの</p>	<p>【開示手数料減免を規定しないことの考え方（第30条関係）】</p>
--	--	--------------------------------------

南相馬市個人情報保護条例（新旧対照表）

<p>ところにより、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。</p> <p>（審査会への諮問等）</p> <p>第31条 第17条第1項、第21条第1項又は第27条1項の規定による決定に対して、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する決定又は裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに、審査会に諮問しなければならない。</p> <p>（苦情処理）</p> <p>第32条 【略】</p> <p>（個人情報保護審査会）</p> <p>第33条 第31条第1項の規定による実施</p>	<p>交付を受ける者は、規則で定めるところにより、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。</p> <p>（審査会への諮問等）</p> <p>第23条 第17条第1項又は第21条第1項の規定による決定に対して、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する決定又は裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに、審査会に諮問しなければならない。</p> <p>（苦情処理）</p> <p>第24条 【略】</p> <p>（個人情報保護審査会）</p>	<p>番号法では開示に係る手数料について、経済的に困難な場合については手数料を減免できることとされている。</p> <p>本市では開示手数料を徴収していないことから減免については規定しないこととする。</p> <p>【改正理由（第31条関係）】</p> <p>個人情報保護審査会の諮問事項について、これまで訂正等請求に対する不服申立てとしていたが、訂正等請求を訂正と利用停止と区分けしたことから、利用停止請求に対する不服申立てについても対象とするため改正するもの。</p>
---	--	--

南相馬市個人情報保護条例（新旧対照表）

<p>機関からの諮問事項及び実施機関の諮問に応じて個人情報保護制度に係る重要な事項の審議並びに番号法第27条の規定による特定個人情報保護評価に係る点検を行わせるため、市長の附属機関として南相馬市個人情報保護審査会を置く。</p>	<p>第25条 第23条第1項の規定による実施機関からの諮問事項及び実施機関の諮問に応じて個人情報保護制度に係る重要な事項の審議を行わせるため、市長の附属機関として南相馬市個人情報保護審査会を置く。</p>	<p>【改正理由（第33条関係）】 番号法第27条の規定に基づき、地方公共団体においても、特定個人情報の保有に先立ち十分な保護措置が講じられているか確認するため特定個人情報保護評価を行わなければならない。この評価の点検を審査会の事務とするため規定するもの。</p>
<p>（他の法令等との調整）</p>	<p>（他の法令等との調整）</p>	
<p>第34条 <u>他の法令等の規定により、保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）の開示その他の請求ができる場合については、当該法令等の定めるところによる。</u></p>	<p>第26条 他の法令等の規定により、開示その他の請求ができる場合については、当該法令等の定めるところによる。</p>	<p>【改正の理由（第34条関係）】 番号法附則第6条第5項において、マイポータルによる開示を規定している。 現行条例では、他の法令等の規定により開示請求があった場合については、当該法令の定めにより開示等することとしているが、マイポータルの開示はほぼ即時に開示がなされることから、保有特定個人情報は本適用から除外するもの。</p>
<p>（適用除外）</p>	<p>（適用除外）</p>	
<p>第35条 【略】 （運用状況の公表）</p>	<p>第27条 【略】</p>	

南相馬市個人情報保護条例（新旧対照表）

<p><u>第36条</u> 【略】 （出資等法人の個人情報）</p> <p><u>第37条</u> 【略】 （委任）</p> <p><u>第38条</u> 【略】 第9章 罰則</p> <p><u>第39条</u> ～ <u>第45条</u> 【略】</p>	<p>（運用状況の公表）</p> <p>第28条 【略】 （出資等法人の個人情報）</p> <p>第29条 【略】 （委任）</p> <p>第30条 【略】 第9章 罰則</p> <p>第31条～第37条 【略】</p>	<p>・第35条～第45条は条項ずれによるもの。</p>
--	--	------------------------------